

意見書

平成 24 年 12 月 21 日

総務省情報流通行政局
地上放送課 御中

郵便番号 105-7317
住所 東京都港区東新橋一丁目 9 番 1 号
氏名 ソフトバンクモバイル株式会社
代表取締役社長兼 CEO 孫 正義

郵便番号 105-7316
住所 東京都港区東新橋一丁目 9 番 1 号
氏名 ソフトバンクテレコム株式会社
代表取締役社長兼 CEO 孫 正義

郵便番号 105-7304
住所 東京都港区東新橋一丁目 9 番 1 号
氏名 ソフトバンク B B 株式会社
代表取締役社長兼 CEO 孫 正義

「放送法施行規則等の一部を改正する省令案等に係る意見募集」に関し、別紙のとおり意見を提出します。

(連絡先)

電話番号

電子メール

■該当箇所

【別添 4】 54 地上基幹放送局の免許及び再免許等方針

3 要請

親局の免許又は再免許等に当たって、次の主旨の要請を行うものとする。

(1) 地上基幹放送の公正かつ能率的な普及

ア 地上デジタル放送移行後の課題への対応

(イ) デジタル放送用周波数の再編(リパック)の着実な実施

■意見

1. 地上テレビジョン放送(470～710MHz)は、近い将来に当該放送帯域を更に圧縮して 52CH から 42CH 以下に再リパックして 470～650MHz とするべき

本年度、地上テレビジョン放送のデジタル化に伴う空き周波数(53CH から 62CH の 10CH)は、近年の移動通信用周波数の逼迫対策のため、この利用帯域に割り当てられたところですが、最近の総務省の情報通信統計データベースによれば、移動通信事業者 6 社の移動通信トラフィック量は年間 2 倍の伸び率を示しており、今後 10 年間で約 1,000 倍のトラフィック量の増加が見込まれ、更なる移動通信用周波数の確保等の逼迫対策が必要です。この逼迫対策のためには、既存の放送用周波数の縮小も例外ではなく、将来的に更なる周波数再編が考えられます。

地上テレビジョン放送(470～710MHz)は、限られた周波数を有効活用できるデジタル放送の利点を最大限活かし、近い将来に当該放送帯域を更に圧縮して 52CH から 42CH 以下に再リパックして 470～650MHz とし、空いた 10CH 分の周波数を移動通信用周波数へ割り当てる等、周波数の有効利用を行うべきであると考えます。

2. 「電波有効利用の促進に関する検討会 報告書(案)」(※)において、放送用受信設備(ブースター等)から携帯電話基地局等への混信により他の無線通信に支障を及ぼす例が実際に発生しており、関係業界を中心に一層の周知を図ることが必要であり、“あらかじめ受信系の不要電波レベルを抑制するための仕組みについて検討すべき”とされており、地上波デジタル放送システムにかかるブースターシステム等からの干渉について慎重に対応し、地上テレビジョン放送の再編後の空き周波数帯への混信防止を担保することが重要であると考えます。

また、地上波デジタル放送システムにかかるブースターシステムにおいて、新規に設置する物については二次利用システム・TV バンド外携帯電話システムから不用意に受信抑圧等を受けないように、以下の各項目に対するそれぞれのガイドライン等を電波産業会にて

策定していただくことを要望いたします。

- (1) 電波有効利用の促進に関する報告書で、今後市販される UHF のブースターのフィルターの仕様について、厳密に縮退したデジタル地上波 TV バンドに限定したパスバンドを入力段でフィルターアウトし、700MHz 帯の携帯電話端末並びに基地局、ITS 等からの信号による受信抑圧を発生しない機器とする様に明確なガイドラインを設けるべき
- (2) UHF ブースターと壁端子盤は、中間周波数を携帯電話と共用しているが、不用意に端子のみ取りつけている場合等を電子回路で検知して LED 等でアラームして動作停止し、中間周波数帯の不要輻射を解放端より発射しないように規制する、明確なガイドラインを設けるべき
- (3) 同軸ケーブルのコネクタ成端工事の不手際により UHF ブースターと壁端子盤が、中間周波数を不要輻射している場合、ブースター給電等を利用して、自らそれを同様に検知して LED 等でアラームして動作停止する仕様を義務付けるよう、明確なガイドラインを設けるべき
- (4) TV 同軸端子のシールドが、蓋のリッドのプラスチックの切断等による故障等により取ることがないように、明確なガイドラインを設けるべき

※ 「電波有効利用の促進に関する検討会 報告書(案)」の意見募集(平成 24 年 11 月 16 日)
第2章 利用者視点に立った電波の有効利用の促進

1. 無線局の良好な受信環境の保護

(1) 放送用受信設備から発生する不要電波等への対策

放送用受信設備(ブースター等)から携帯電話基地局等への混信については、旧規格の機器の使用やその設置工事不良等によって、中間周波数での不要電波が発生し、他の無線通信に支障を及ぼす例が発生している。

今後、同様の原因による混信の発生を最小化するため、関係業界を中心に施工等の留意事項を取りまとめ、製造業者、販売店、施工業者等への一層の周知を図ることが必要である。加えて、不要電波の発生により他の業務への影響が生じる可能性が高い場合には、あらかじめ受信系の不要電波レベルを抑制するための仕組みについて検討すべきである。

以上